

京都学園大学人間文化学会会則

(名称・事務局)

第1条 本会は、京都学園大学人間文化学会と称し、事務局を京都学園大学人文学部内におく。

(目的)

第2条 本会は、学術の研究に資し、併せて会員相互の研讃を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 機関誌「人間文化研究」、その他の刊行物の編集・発行
- 2 研究会および講演会の開催
- 3 その他総会において適当と認めた事業

(組織)

第4条 本会は、次の者をもって組織する。

- 1 正会員 本学人文学部に所属する教授・准教授・講師・助教
- 2 準会員 本学人間文化学部学生・本学人文学部学生および本学大学院人間文化研究科学生
- 3 特別会員 総会において適当と認めた者

(機関・役員)

第5条 本会の事業を遂行するために次の機関および役員をおく。

- 1 会長
会長は、本学人文学部長を充てる。
会長は、本会の会務を統括する。
- 2 総会
総会は、正会員で構成し、本会の事業計画その他の重要事項を審議する。
議事は、出席会員の過半数で議決する。

3 運営委員

正会員中より6名を選任する。

運営委員長は、運営委員より互選する。

運営委員は、機関誌の編集、庶務および会計、その他、本会の諸事業の実施に当たる。

4 会計監査委員

正会員中より2名を選任する。

会計監査委員は、本会の会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第6条 前条の各委員は総会において選出し、その任期は1年とする。運営委員は重任を妨げない。

ただし、運営委員のうち会計担当の任期は2年を限度とする。

(経 費)

第7条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

会員は、次の区分に従い会費を納めることとする。

- 1 正 会 員 年額 5,000円
- 2 準 会 員 年額 3,000円
- 3 特別会員 年額 3,000円以上

(機関誌の配付)

第8条 会員は、機関誌「人間文化研究」の配布を受ける。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正変更は、正会員の過半数が出席した総会の決議を経て行う。

附 則 1999年4月1日施行。

2001年11月21日一部改正，2002年4月1日施行。

2014年12月17日一部改正，2015年4月1日施行。